

東白川簡易水道
令和8年度水質検査計画

東白川村
令和8年4月

東白川村簡易水道 令和8年度水質検査計画

水質検査計画

水道法では、水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、毎事業年度の開始前に水質検査計画（以下、本計画という）を策定し、水道需要者に向けて公表しています。

水質検査計画は、水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものです。水質検査は、厚生労働省令で定める水質基準に適合しているかを把握するために必要不可欠であり、水道事業者ごとに水源の種別、浄水施設、送・配水施設での水質等を踏まえ、状況に応じて合理的な検査項目や検査頻度を定め、策定された本計画に従い水質検査を実施し、その結果を水道需要者に情報提供します。

1 基本方針

安全で衛生的、かつ、安定的な水道水を供給するため、水質検査の適正化及び透明性を確保するために本計画を策定し、この計画に基づいた水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、大明神水源系及び曲坂水源系にそれぞれ1箇所ずつ設け、村内2箇所において水道法の水質基準が適用される給水栓で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査の項目及びその頻度は、『別表1. 水質検査項目一覧表』に示す。
- (4) 水道水の毎日検査は、各浄水場系統末端部の給水栓（村内2箇所）で行い、色度、濁度、遊離残留塩素濃度を測定します。なお、検査結果は記録し5年間保存します。
- (5) 『水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針』に基づき、指標菌検査や原水原虫検査を実施します。
- (6) 水道従事者の定期健康診断を6箇月ごとに行い、病原体がし尿に排泄される伝染病の者（病原体の保菌者を含む。）の有無について検査します。

2 水道施設の概要

東白川簡易水道は、平成4年度から平成9年度にかけて、新設事業として大明神水源系を整備しました。平成10年度からは区域拡張事業として、平成15年度まで曲坂水源系を整備しました。この2系統により「安全で安心な水」の安定的な供給に努めています。

〈東白川簡易水道事業〉

- ・大明神浄水場（表流水（大明神水源系））

大明神浄水場から約800m上流の取水堰において、計画取水量878.8m³/日で取水し、自然流下で浄水場内の前処理ろ過設備を経て、緩速ろ過池へ送られます。その後、ろ過水を塩素処理し、自然流下により各配水池へ送水し給水しています。

- ・曲坂浄水場（表流水（曲坂水源系））

曲坂浄水場から約100m上流の取水堰において、計画取水量396.0m³/日で取水し、自然流下で浄水場内の前処理ろ過設備を経て、緩速ろ過池へ送られます。

その後、ろ過水を塩素処理し、自然流下又は送水ポンプにより各配水池へ送水し給水します。

〈給水状況〉

		東白川簡易水道
給水区域 (所在地)	【大明神水源系】	大明神、黒淵、栃山、日向、陰地、曲坂の一部、中通の一部、親田、平
	【曲坂水源系】	曲坂、中通、神付、加舎尾、中谷、西洞、平の一部、大口、柏本、下野、宮代、大沢、久須見
給水人口	1,740人	
給水件数	952件	
年間浄水量	294,578m ³	
年間給水量	191,427m ³	
1日最大給水量	1,062m ³ /日	

※1日最大給水量以外の数値は令和6年度末の数値です。

〈浄水施設の概要〉

			東白川簡易水道
		大明神浄水場	曲坂浄水場
所在地	東白川村越原2575-2	東白川村越原329-5	
原水の種類	河川水（表流水）	河川水（表流水）	
取水の方法	河床に埋設する有孔ヒューム管（φ800）	ウォータースクリーン	
取水場設備	沈砂池	沈砂池	
処理能力	732.3m ³ /日	330.0m ³ /日	
浄水処理方法	前処理ろ過設備＋緩速ろ過	前処理ろ過設備＋緩速ろ過	

〈配水系等と検査地点図〉

※配水系統、採水箇所（原水・浄水）を示す略図は「東白川簡易水道全体図」とおり。

※東白川簡易水道全体図中の表記説明

- ①原水採水箇所（大明神浄水場）
- ②原水採水箇所（曲坂浄水場）
- ③浄水採水箇所（大明神水源系末端 役場の給水栓）
- ④浄水採水箇所（曲坂水源系末端 大沢集会所の給水栓）

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

	東白川簡易水道
原水の汚染要因及び水質状況	本村の水源は全て表流水であるため、汚染要因としてはイノシシ等の野生動物の糞尿による汚染が挙げられる。
浄水の水質状況	令和7年度の検査結果は、水質基準を十分に下回っており、水質基準を満たす結果が得られている。
水質管理上留意すべき事項	原水及び浄水の状態を監視し、原水の水質異常が浄水に影響を与えないよう留意する。

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、『別表1. 水質検査項目一覧表』に記載。

5 臨時の水質検査に関する事項

(1) 臨時の水質検査は、次の場合に行う。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③水道利用者で消化器系感染症が流行したとき
- ④浄水過程に異常があったとき
- ⑤配水管の大規模な工事をしたとき
- ⑥その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

検査項目は、汚染状況を踏まえ適切な水質検査項目を実施します。

(2) その他の点検

- ①自主水質検査

役場が外部委託している業者が、役場給水栓で水道水の色、濁り、残留塩素濃度を検査し、水道水の状態を週2日把握します。検査結果は記録し保存します。

- ②浄水場点検

浄水場の点検を週2回実施し、浄水場の計装機器や施設の点検、水質検査を行い、結果を記録し保存します。この点検は、水道施設の運転管理業務を受託する業者（以下、受託業者という。）が行います。

- ③場外施設点検

受託業者が毎月1回、中間塩素注入施設や配水池等の施設及び設備を点検し、稼動状態を確認します。点検結果は記録し保存します。

6 水質検査の方法

毎月行う水質基準項目の番号1、2、39、47～52の9項目、3箇月ごとに行う水質基準項目の番号10、20、22～32の検査及び年1回実施する全項目については、株式会社総合保健センターに検査を委託して行う。

委託の内容

(1) 委託の範囲

①水質基準項目の検査

水質基準項目の検査項目及び水質基準項目の検査頻度は、次のとおりです。

(ア) 毎月検査（全9項目）

1	一般細菌	49	味
2	大腸菌	50	臭気
39	塩化物イオン	51	色度
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	52	濁度
48	pH値		

(イ) 3箇月ごとに検査（全13項目）

10	シアン化物イオン及び塩化シアン	27	臭素酸
22	塩素酸	28	総トリハロメタン
23	クロロ酢酸	29	トリクロロ酢酸
24	クロロホルム	30	ブロモジクロロメタン
25	ジクロロ酢酸	31	ブロモホルム
26	ジブロモクロロメタン	32	ホルムアルデヒド
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		

(ウ) 年1回検査（全30項目）

3	カドミウム及びその化合物	19	トリクロロエチレン
4	水銀及びその化合物	21	ベンゼン
5	セレン及びその化合物	33	亜鉛及びその化合物
6	鉛及びその化合物	34	アルミニウム及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物	35	鉄及びその化合物
8	六価クロム化合物	36	銅及びその化合物
9	亜硝酸態窒素	37	ナトリウム及びその化合物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	38	マンガン及びその化合物
12	フッ素及びその化合物	40	カルシウム、マグネシウム等
13	ホウ素及びその化合物	41	蒸発残留物
14	四塩化炭素	42	陰イオン界面活性剤
15	1,4-ジオキサン	43	ジェオスミン
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	44	2-メチルイソボルネオール
		45	非イオン界面活性剤
17	ジクロロメタン	46	フェノール類
18	テトラクロロエチレン		

②試料の採取及び運搬方法

役場職員が採取した検査試料を登録検査機関職員が運搬し、検査する。

③臨時検査の取扱い

検査試料は役場職員が採取し、登録検査機関に検査を依頼します。

7 委託した検査の実施状況の確認方法

本計画は、毎事業年度の開始前に改定し、水道需要者の意見を参考に計画を策定し、ホームページ上で公表します。

また、本計画に基づき実施された水質検査の結果は、水質基準の適合状況を含めてホームページ上で公表します。

水道需要者からのお問い合わせや御意見等は、産業建設課環境係で対応します。

なお、結果報告は当該年度中はホームページ上で公表しますが、翌年度の水質検査結果の公表時には、順次差し替えを行います。

8 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、検査項目について正確、かつ精度の高い検査に留意します。登録検査機関には、内部及び外部精度管理を充実させ、より精度の高い検査結果であることを確認します。

また、精度検査の確認は、登録検査機関から提出される精度管理調査報告書等で確認を行います。

9 関係機関との連携等

①水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。

また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。

なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。

②年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。

③水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関である株式会社総合保健センター等と連携を図り実施します。

④水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

東白川村ホームページ

<https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp>

お問い合わせ先

東白川村 産業建設課 環境係

岐阜県加茂郡東白川村神土548番地

電話 (0574) 78-3111

〈別表1〉 令和8年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名 : 東白川村	
浄水場名 : 大明神浄水場	クリプトスポリジウム対策指針 : レベル 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
採水の場所 : 役場の給水栓	
水源種別 : 地下水 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査 : 11月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日 : 5月・11月実施	
水質検査委託機関名称 : 株式会社 総合保健センター	
毎日検査実施場所 : 大明神水源系末端(東白川村神土平地内)	

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14 四塩化炭素	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1,4-ジオキサン	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の結果により検出される恐れがないため
21 ベンゼン	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 鉄及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 銅及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 蒸発残留物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43 (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
44 1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
45 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 フェノール類	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可

項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備考
原水	1~21, 33~48, 50~52の項目(40項目)	年1回							○					1	
	大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎		○			○		○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎		○			○		○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)
	クリプトスポリジウム	年1回							○					1	
	ジアルジア	年1回							○					1	

〈別表1〉 令和8年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名 : 東白川村	
浄水場名 : 曲坂浄水場	クリプトスポリジウム対策指針 : レベル 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
採水の場所 : 大沢集会所の給水栓	
水源種別 : 地下水 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査 : 11月実施
定期健康診断 (おおむね半年に1回) に関する検便検査日 : 5月・11月実施	
水質検査委託機関名称 : 株式会社 総合保健センター	
毎日検査実施場所 : 曲坂水源系末端 (東白川村五加大沢地内)	

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14 四塩化炭素	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1,4-ジオキサン	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の結果により検出される恐れがないため
21 ベンゼン	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
28 総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3箇月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 鉄及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 銅及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 蒸発残留物	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43 (4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a (2H) -オール (別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
44 1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-オール (別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
45 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 フェノール類	年1回					○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
47 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続計測していないので検査回数の減不可

項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備考
1~21, 33~48, 50~52の項目 (40項目)	年1回								○					1	
大腸菌 (指標菌)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針 (レベル2)
嫌気性芽胞菌 (指標菌)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針 (レベル2)
クリプトスポリジウム	年1回								○					1	
ジアルジア	年1回								○					1	

